

令和2年4月27日

東久留米市内の保育園等に乳幼児が
在籍する保護者の勤務先事業者の皆さま

東久留米市子ども家庭部長 長澤 孝仁

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための
登園自粛要請に係る期間の延長について（依頼）

日頃より東久留米市の保育行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。また、4月10日付通知にて協力依頼を行った5月6日までを期間とする「保育等の提供を縮小して実施」することについて、ご理解ご協力いただき重ねて御礼申し上げます。

このことに係る5月7日以降の保育所等の対応については、国の緊急事態宣言の動向や都知事の要請内容を踏まえて決定しますが、5月7日は大型連休の翌日であり、事前に保護者の皆様に十分な周知を行うことが難しい状況です。つきましては下記の通りの対応といたしますので、事業者の皆様におかれましては、保育園に在籍する乳幼児の保護者の勤務について、引き続き特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 保育等の提供を縮小して実施する延長期間
令和2年5月7日（木）から5月9日（土）まで
※情勢によってはさらに期間が延長されることがあります。
- 2 縮小した保育等の提供を受けられる対象の方
 - (1) 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持するうえで必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者
 - (2) 上記1以外で、特別な事情がある場合

以上

お問い合わせは

東久留米市子ども家庭部子育て支援課

042-470-7745